

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名：児童養護施設等入所児童等援護費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第二係

電話番号：058-272-1111 (内 2636)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,354 千円 (前年度予算額：4,356 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,356	0	0	0	0	0	0	0	4,356
要求額	3,354	0	0	0	0	0	0	0	3,354
決定額	3,354	0	0	0	0	0	0	0	3,354

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

児童養護施設等への入所や里親へ委託または一時保護されている児童に対し援護の促進を図るため、施設や里親等に次の必要な経費を補助することにより一層の児童の福祉の向上を図る。

(2) 事業内容

① 高等学校入学時納付金援助事業

入学時に必要とされる入学金等納付金の補助

- ・対象者 高等学校等に入学する児童
- ・補助額 1人につき120,000円以内の実費

② 普通自動車運転免許取得費助成事業

自動車学校教習料等免許取得に必要な経費の助成

- ・対象者 当該年度に高等学校卒業を予定している児童等のうち、運転免許を取得することが社会的自立(就業)につながる児童
- ・補助額 1人あたり105,000円以内の実費

③入所児童等入院支援事業費

入院児童のために職員が付添した場合の宿日直手当、代替要員雇員経費、超過勤務手当及び付添職員の雇用経費の助成

- ・対象者 入院加療を必要とし、かつ付き添いが必要とされる児童
- ・補助額 一施設につき実費と基準額を比して低い額

(基準額：年額 11,540 円×延付添日数－(1,954 円×定員×12 か月)円)

(3) 県負担・補助率の考え方 県費 10/10

(4) 類似事業の有無 有

平成 24 年度より児童保護措置費において、本事業における「普通自動車運転免許取得費助成事業」と類似する「資格取得等特別加算費 (55 千円)」

(就職又は進学に役立つ資格取得または講習等の受講をする費用が対象)が設置された。そのため平成 24 年度より補助額を 160 千円から 105 千円へと減額している。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
扶助費	3,354	① 高等学校入学時納付金援助 356 千円
		② 普通自動車運転免許取得費助成 2,100 千円
		③ 児童養護施設入所児童等入院支援事業費 898 千円
合計	3,354	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

措置児童は等しく教育や就職の機会に恵まれるべきであり、県が関与しその環境を整え社会的自立を支援することが必要である

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

児童養護施設等へ入所、または里親へ委託されている児童に対し、児童の援護の促進を図るため、施設または、里親に次の必要な経費を補助し、児童の福祉向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
高校へ進学希望する者の進学率	(H)	100% (H29)	100% (H30)	100% (R1)	100% (R3)	100%
就職者における普通自動車運転免許取得率		100% (H29)	100% (H30)	100% (R1)	100% (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- 高等学校入学時納付金援助 10件（389千円）
- 普通自動車運転免許取得費助成 9件（945千円）
- 高等学校通学助成費 8件（299千円）
- 入所児童等入院支援事業費 1件（898千円）

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- 高校進学への補助や遠方へ通学する児童への通学費助成を行うことで、児童の教育機会の平等化及び福祉の向上を図ることができた。また、就職のために必要な普通自動車運転免許取得のための経費の補助を行うことで、児童の社会的自立の支援を行うことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	措置児童は均しく教育や就職の機会に恵まれるべきであり、その環境を整え、社会的自立の支援を行う当事業の必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	措置児童に対し、より一層の適切な処遇の確保を行うことができ、事業効果は得られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	申請や承認等の事務手続きの円滑化を適宜図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 当事業は措置児童の自立支援に結びつく重要なものであり、今後も事業内容については社会情勢等に合わせ適宜検討する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 入学金の補助を行うことで、児童の進路選択の幅が広がり児童の将来における可能性を広げ、児童に対し教育機会の平等化及び福祉の向上を図ることができる。社会的自立のため必要となることの多い普通自動車運転免許の取得については、費用が高額となることも多く、取得のための補助を行うことで、児童の自立支援につながることもできる。措置児童は均しく教育や就職の機会に恵まれるべきであり、今後も継続して県が関与しその環境を整え社会的自立を支援することが必要である。 また、乳児院に入所してくる児童については、病虚弱児童が今後も増えることも想定されるため、施設職員の負担を軽減することで適正な養育体制を今後も維持していく必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	